

# プラスワン全額繰上返済依頼書

SBI アルヒ株式会社 完済担当行 FAX：03-6300-5095

ご完済手続きの流れにつきましては、2枚目の「全額完済の流れ」をご参照下さい。

【フラット35】と【プラスワン】の同日完済を希望の場合、【フラット35】の依頼書のみ送付ください。

提出日	年	月	日	完済希望日	年	月	日
-----	---	---	---	-------	---	---	---

※当社提出日より1ヵ月を切るお日にち・毎月14日(土日祝日の場合は翌営業日)の完済はお受けできませんのでご了承ください。

【ご注意】完済日変更はキャンセル扱いとなり再度1ヶ月後以降の完済日で依頼書のご提出が必要となります。

▼申込番号(10桁) ※ご不明な場合は、省略可※

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

▼顧客番号(15桁) ※ご不明な場合は、省略可※

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※償還予定表の1ページ目に記載されています。

フリガナ	
お客様名 (債務者または連帯債務者名)	(生年月日 年 月 日)
現住所	(〒 - )
電話番号	- - ※日中ご連絡の取りやすい電話番号をご記入下さい

▼完済方法 (該当のものに☑をしてください)

①自己資金による返済

②その他 ( )

▼抵当権抹消書類受領方法

※お借換・ご売却の場合、必ず金融機関または不動産仲介業者様に確認の上ご記入下さい

①お客様へ郵送 (完済日当日以降に発送いたします)

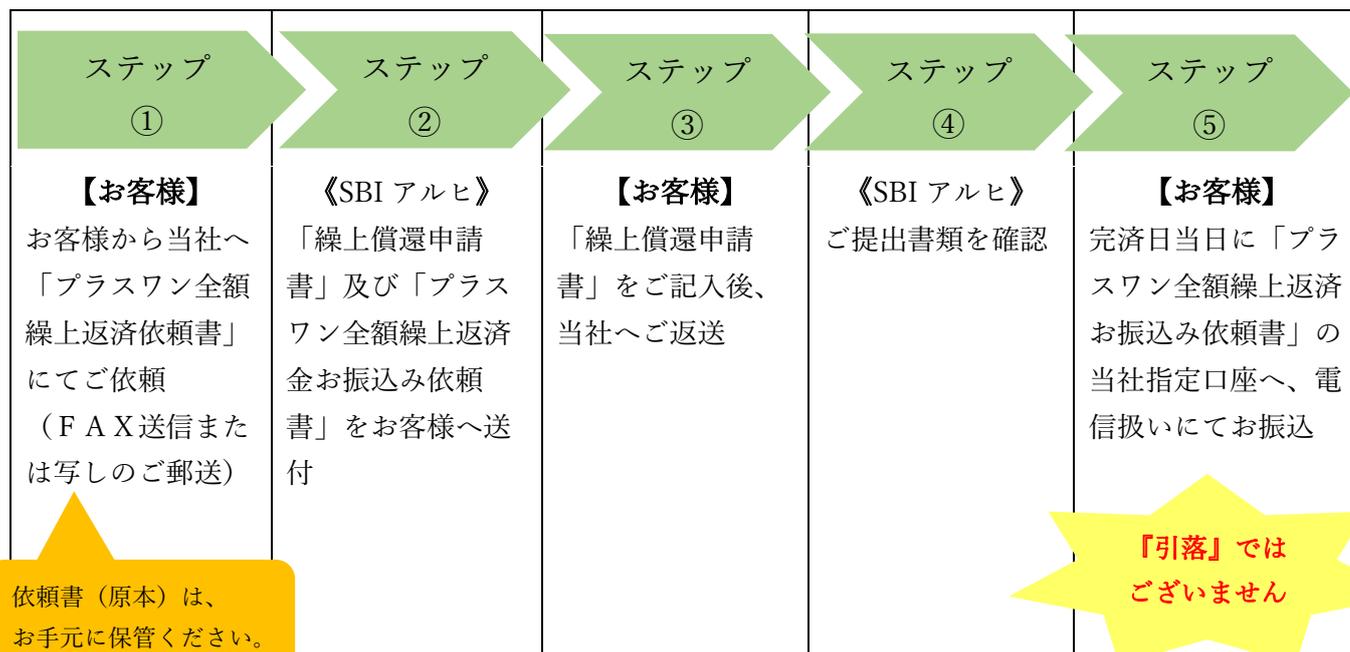
②司法書士による代理受領 (当社本社(東京都)のみのお渡しになります)

全額繰上返済の方法は、当社指定口座へのお振込みとなります。

当社指定口座等のご案内は、全額繰上返済依頼書を提出後にお客様へ郵送いたします。

【当社記入欄】

## プラスワン全額繰上返済の流れ



▼中止・延期される場合は、速やかに当社へご連絡下さい▼

完済日以降の毎月のご返済金は引落停止となります。

中止（延期）のタイミングにより口座振替再開登録が間に合わない場合は、

中止（延期）後初回のご返済金はお振込となりますのでご注意ください。

## 当社指定口座へのお振込後の流れ

お振込が確認できましたら、抵当権抹消書類がお引渡し可能となります。

抹消書類受領方法については下表をご参照ください

お客様へ郵送の場合	司法書士による代理受領の場合
ご完済後に当社よりご郵送いたします。 ▼郵送する書類 <input type="checkbox"/> 金銭消費貸借契約証書 <input type="checkbox"/> 抵当権設定契約証書 <input type="checkbox"/> 登記識別情報の写しを入れた封筒 <input type="checkbox"/> 抵当権解除証書 <input type="checkbox"/> 抵当権抹消登記委任状 <input type="checkbox"/> 入金通知書 <input type="checkbox"/> 融資取引消滅証明書	<b>【持ち物】</b> 司法書士：会員証 / 補助者の方：補助者証 ※16時までに当社本社（東京都）へお越しください。 ▼お渡しする書類 <input type="checkbox"/> 抵当権設定契約証書 <input type="checkbox"/> 登記識別情報の写しを入れた封筒 <input type="checkbox"/> 抵当権解除証書 <input type="checkbox"/> 抵当権抹消登記委任状 ▼お客様へ郵送する書類 <input type="checkbox"/> 金銭消費貸借契約証書 <input type="checkbox"/> 入金通知書 <input type="checkbox"/> 融資取引消滅証明書